

平成 24 年 10 月 12 日

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正
に係る意見募集について

I. 改正の目的

投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条並びに本会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 28 条及び第 43 条において、不動産投資法人(不動産投資信託)は投資主(受益者)に対し、一定の範囲内(減価償却費の 60%を限度)で利益を超えた金銭の分配(以下、「出資(投資元本)の払戻し」という。)をすることができるよう規定されているところである。

本会は昨年来、証券投資信託に係る分配金に対する一連の施策に取り組んでいるところであり、不動産投資法人(不動産投資信託)が出資(投資元本)の払戻しを実施するに際しては、証券投資信託の取り組みを考慮する必要があることから、これらの対応について検討をしてきたところである。

この度、これらの検討を踏まえ、不動産投資法人(不動産投資信託)が出資(投資元本)の払戻しを行う場合の考え方及び基準の明確化を図る観点から、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行うこととしたい。

II. 募集期間

平成 24 年 10 月 12 日(金)より平成 24 年 11 月 9 日(金)(午後 5 時)まで

III. 主な改正の内容

1. 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

- (1) クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。 (第28条の2)
- (2) クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合の規定を定める。 (第 28 条の 3)
- (3) クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。 (第 43 条の 2)
- (4) クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻し以外

の出資の払戻しを行う場合の規定を定める。 (第 43 条の 3)

2. 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 28 条の 2 第 2 項に基づき、クローズド・エンド型の投資信託に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。 (第 5 条)

(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 43 条の 2 第 2 項に基づき、クローズド・エンド型の投資法人に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。 (第 5 条の 2)

3. 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

(1) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 28 条の 2 及び同規則第 28 条の 3 に基づき、クローズド・エンド型の投資信託について、投資元本の払戻しを行った場合、運用報告書に「当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである。」旨の明示及び当該投資元本の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。 (第 22 条第 4 号)

(2) 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 43 条の 2 及び同規則第 43 条の 3 に基づき、クローズド・エンド型の投資法人について、出資の払戻しを行った場合、資産運用報告に「当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである。」旨の明示及び当該出資の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。 (第 26 条第 4 号)

IV. 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 24 年 12 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を行うことを目標とする。